

条 例 議 案 の 概 要

—令和3年9月定例会—

目 次

議案第 86 号 盛岡市手数料条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第 86 号

盛岡市手数料条例及び盛岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正が令和3年9月1日に施行されることに伴い、個人番号カード再交付手数料を廃止するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）
- (2) 盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）

3 改正の内容

- (1) 盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部改正
個人番号カード再交付手数料に係る規定を削除する。

- (2) 盛岡市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）の一部改正

実施機関が訂正決定に基づき個人情報の訂正を実施した場合の通知先について、情報提供等記録（※）にあつては、総務大臣から、新たに情報提供ネットワークシステムを管理することとなるデジタル庁の長である内閣総理大臣に改めるほか、必要な規定の整理をする。

※情報提供等記録：個人番号を介して情報提供ネットワークシステムを用いて行う特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）の提供等のやりとりを記録した事項をいう。

4 施行期日

令和3年9月1日

5 盛岡市手数料条例改正に伴う手数料の取扱い

- (1) 市は、地方公共団体情報システム機構と委託契約を締結し、同機構が定めた手数料額を歳入歳出外現金として保管し、同機構からの請求によって支払う。
- (2) 市民は、同額の手数料をこれまでどおり市の窓口で支払う（令和2年度実績：261,600円）。

【第1条】盛岡市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 令和3年 月 日条例第 号			○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略		
第1条 略 (手数料の徴収等)			第1条 略 (手数料の徴収等)		
第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。			第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。		
2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほか郵送料を徴収する。			2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほか郵送料を徴収する。		
第3条から第9条まで 略 附 則 略 附 則 (令和3年条例第 号)			第3条から第9条まで 略 附 則 略		
この条例は、令和3年9月1日から施行する。					
別表 (第2条, 第4条関係)			別表 (第2条, 第4条関係)		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
1 から65の18まで 略			1 から65の18まで 略		
65の19 削除			65の19 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条第1項の規定による個人番号カードの交付(当該交付前に同項の規定による個人番号カードの交付を受けたことがある者に対するものに限る。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付及び同令第29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付	個人番号カード再交付手数料	1枚につき800円
65の20から74まで 略			65の20から74まで 略		

【第2条】盛岡市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市個人情報保護条例 平成16年3月31日条例第7号</p> <p>改正 略 令和3年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市個人情報保護条例 第1条から第32条まで 略 (個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記載された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第34条から第72条まで 略</p> <p>附 則 略 附 則（令和3年条例第 号） この条例は、令和3年9月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市個人情報保護条例 平成16年3月31日条例第7号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市個人情報保護条例 第1条から第32条まで 略 (個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記載された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第34条から第72条まで 略</p> <p>附 則 略</p>